

## 【トルコ法制ニュースレター：基礎編 第2回】

### －株式会社（AŞ/JSC）と有限会社（LTD/LLC）の比較及び最新の資本金規制－

中東ニュースレター

2026年3月2日号

執筆者:

[森下 真生](#)

[m.morishita@nishimura.com](mailto:m.morishita@nishimura.com)

[黒田 英](#)

[s.kuroda@nishimura.com](mailto:s.kuroda@nishimura.com)

[廣澤 太郎](#)

[t.hirosawa@nishimura.com](mailto:t.hirosawa@nishimura.com)

[池本 百恵](#)

[m.ikemoto@nishimura.com](mailto:m.ikemoto@nishimura.com)

監修協力:

Aksan Law Firm

メフメト・タシュ

A K S A N | LAW  
F I R M

## 1. はじめに

第1号ニュースレターでは、トルコ市場のマクロな魅力と、トルコの国際的なビジネスハブとしての地位について、その法的・経済的な基盤について概説しました。実際にトルコ市場へ参入するにあたっては、適切な事業形態の選択が極めて重要な判断事項の一つとなり、事業の長期的な成功及びリスク評価に重大な影響を及ぼします。

トルコにおいて、外国投資家が通常設立する会社は、株式会社（Anonim Şirket : AŞ/JSC）又は有限責任会社（Limited Şirket : LTD/LLC）のいずれかです。

両形態はいずれも、原則として株主（又は持分権者）の責任が出資額に限定されるという点では共通していますが、規制枠組み、ガバナンス構造、運営上の柔軟性において重要な相違があります。

本稿では、2024年に改正された最低資本金規制を中心に、M&A取引及びコーポレート・ファイナンス戦略に直接関連するその他の法的相違点にも焦点を当てながら、株式会社と有限責任会社の実務的な比較を行います。

## 2. トルコにおける主要な会社形態の概要

### (1) 株式会社（AŞ/JSC）

株式会社は、トルコ法上最も高度な会社形態であり、一般的に大企業や、将来的な株式公開（IPO）又は大規模な資金調達を予定している企業に選好されます。

また、銀行、保険、資産運用、ファクタリング、独立監査などの一部の規制産業では、法律上、株式会社形

態での運営が義務付けられています。株式会社は取締役会によって運営され、その組織運営及びコンプライアンス要件は、有限責任会社に比べて厳格です。

## (2) 有限責任会社 (LTD/LLC)

有限責任会社 (LTD) は、より簡素で柔軟な組織構造を求める中小企業に適した会社形態です。

有限責任会社は最大 50 名までの持分権者 (株式会社における株主に相当) を有することができ、1 名又は複数名のマネージャーによって運営されます。株式会社と比較すると、有限責任会社は設立及び維持が容易であり、形式的なガバナンス要件も少なくなっています。

## 3. 最新の資本金規制及び投資家責任 (2024 年改正)

### (1) 最低資本金額の大幅な引上げ

2023 年 11 月 25 日付大統領決定第 7887 号 (Presidential Decision No. 7887) に基づき、トルコ商法 (TCC) に定める株式会社及び有限責任会社の法定最低資本金額が、2024 年 1 月 1 日付で大幅に引き上げられました。本改正は、2012 年以来据え置かれていた法定最低資本金額のインフレに伴う実質価値の低下に対応することを目的としています。

	株式会社 (AŞ)	有限会社 (LTD)
新法定最低資本金	250,000 トルコリラ (約 90 万円 <sup>1)</sup> )	50,000 トルコリラ (約 18 万円)
登録資本制度	500,000 トルコリラ (非公開株式会社の最低当初資本金)	該当なし
払込義務	登記前に 25%以上を払い込み、残額は登記後 24 か月以内	登記前の払込義務なし (全額を登記後 24 か月以内に払込み)

#### 既存会社への影響 :

2024 年 1 月 1 日時点で、改正後の法定最低資本金額を下回る資本金しか有しない会社は、2026 年 12 月 31 日までに資本金を増額する必要があります。期限内に資本金の増額を行わない場合、当該会社は解散したものとみなされる可能性があります。

<sup>1</sup> トルコリラは為替変動が激しい通貨であるところ、日本円換算の金額は本稿執筆時点の為替レートに基づく金額となります。

## (2) 公租公課に関する株主責任の重要な相違

株式会社及び有限責任会社はいずれも原則として出資者の責任を限定していますが、公租公課（税金及び社会保険料等）に関しては、重要な相違があります。

- **有限責任会社の持分権者責任：**

有限責任会社の持分権者（株式会社の株主に相当）は、会社から回収できない未払の公租公課について、持分出資比率に応じて個人的に責任を負う可能性があります。

- **株式会社の株主責任：**

株式会社の株主は、会社の公租公課について個人的な責任を負いません。ただし、会社が税務義務を履行しない場合、法定代理人（取締役会構成員及び／又は取締役）が個人的責任を問われる可能性があります。

## 4. 運営上の柔軟性、資金調達及び企業グループ規制

### (1) 株式/持分譲渡及び M&A に関する考慮点

	株式会社（AŞ）	有限責任会社（LTD）
譲渡の原則	定款に別段の定めがある場合を除き、原則として自由。 記名株式については取締役会への通知が必要であり、無記名株式については登記機関への通知が必要となる。	持分権者総会の承認が必要であり、持分譲渡契約については公証が求められる。
持分の性質	株式（有価証券）を発行することができる。	持分は有価証券には該当しない。

#### 実務上の影響：

流動性が高く、手続的制約が少ないことから、株式会社形態は M&A 取引、ジョイントベンチャー、出口戦略を前提とした投資において一般的に好まれます。

### (2) 資金調達及び財務支援（LBO に関する考慮）

有限責任会社は株式の公開取引が認められておらず、社債等の債券を発行することもできません。これに対し、株式会社は資本市場への上場や債券等の発行が可能です。

また、買収ファイナンスの観点から、トルコ法は財務支援禁止規制を設けています。

- **株式会社**：自己株式の取得を目的とした融資、保証、担保提供は原則として禁止されています。
- **有限責任会社**：財務支援禁止規制は適用されません。

したがって、レバレッジド・バイアウト（LBO）案件においては、規制上の制約を緩和する目的で、対象会社を株式会社から有限責任会社に転換することが検討される場合があります。

### (3) 企業グループ規制及びガバナンス

トルコ商法は、株式会社及び有限責任会社のいずれを含む企業グループ関係についても規制しています。

- **忠実義務**：支配的地位にある親会社は、親会社又は他のグループ会社の利益のために、子会社に不利益な取引を強制してはなりません。
- **委任不可の権限**：取締役及びマネージャーには、全体的な経営及びリスク検知体制の構築など、法令上委任できない義務が課されています。

## 5. 結びに：戦略的検討事項

トルコで事業を設立するにあたっては、事業規模、成長戦略及びリスク許容度を踏まえ、株式会社及び有限責任会社それぞれの利点と制約を慎重に検討する必要があります。

選択基準	株式会社（AŞ）	有限責任会社（LTD）
規模・成長性	大規模投資、IPO、国際的M&Aによる売却を想定	中小規模の事業、又は単純な完全所有（100%出資）構造を志向
リスク管理	公租公課に関する株主の個人的責任を完全に排除したい場合	—
資金調達	外部資本市場（株式・社債）からの資金調達の柔軟性を重視	—
柔軟性の制約	自己株式取得のための資金提供に関する財務支援禁止規制が適用される	持分譲渡に公証人認証と総会承認が必要であり、将来の第三者参入に制約が生じる、
持分譲渡時の課税	発行株式を2年間保有した場合、キャピタルゲイン非課税が適用さ	公証費用及び所得税が課される可能性あり

	れる可能性あり	
--	---------	--

次稿では、MERSIS/CRRS の利用及び電子署名要件を含む、会社設立及び登記に関する実務上の留意点を取り上げる予定です。

### トルコウェブ法律相談

当事務所とトルコの現地法律事務所 AKSAN によるウェブを通じた無料法律相談会（30 分程度）を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[turkish\\_newsletter\\_project@eml.nishimura.com](mailto:turkish_newsletter_project@eml.nishimura.com) までご連絡下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)